

海外における共通番号・国民IDの活用事例とその課題

2010年7月

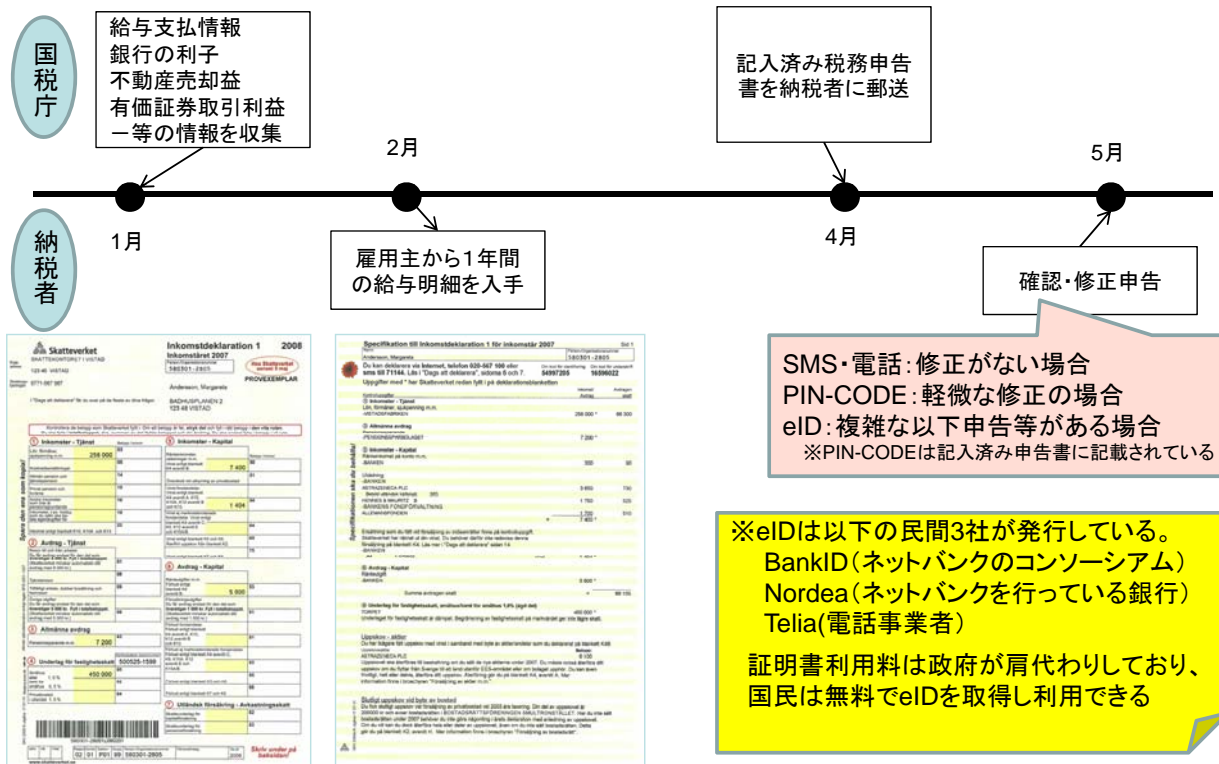
特定非営利活動法人
東アジア国際ビジネス支援センター

事務局長 安達和夫

欧米における共通番号制度の概観

	国	特徴
税務番号	イタリア (納税者番号)	2000年以降納税はすべて電子申告に移行。当初は税務上の本人確認手段として創設されたが、その後銀行口座開設、不動産登記などの本人確認番号として拡大。現在では年金・医療等の社会保障番号としても活用している。
	オーストラリア (税務番号=TFN)	プライバシー保護から税に特化する番号体系として納税者番号制度を採用。番号のみの交付で、カードは発行されていない。取得は納税者の任意であるが、未取得者は最高税率の源泉が課せられる。
社会保障番号	アメリカ (SSN番号)	社会保障局(SSA)が申請時に付番。取得は任意だが、銀行口座開設、クレジット取得、納税等生活のあらゆる場面で求められるため、事実上必須の番号(州単位で出生時付番=国民皆番号制に移行しつつある)
	カナダ (社会保険番号)	人的資源開発庁が申請時に付番。取得は任意だが、銀行口座開設や就業時の身分証明として番号の提示が求められる。また、納税や年金の取得など一般生活場面で必要になる。
個人登録番号	スウェーデン (Personal ID number)	出生時点で病院から直接申請され、国税庁が付番管理する。あらゆる行政手続きにおいて普遍的に利用され、また民間の取引においても活用されている。
	デンマーク (CPR番号)	内務省中央個人登録局が付番管理。病院での診察、納税から銀行口座の開設、レンタルビデオの貸し出しまで、公私を問わず個人認証として利用されており、CPR番号なしではほとんど日常生活が成り立たない。
	エストニア (国民ID番号)	出生届時に国民番号が付番され、eIDカードが配布される。身分証明書、運転免許証、パスポート、健康保険証などとして携行。認証・署名の証明書を使って電子政府サービスや電子投票も可能。
	ベルギー (RRN番号)	出生届時に発給され、National Registry Networkによって管理。ベルギー国内の官民サービス共通で利用するとともに、EU域内の相互利用も確保。

スウェーデンの課税処理は国民番号をもとに行われている。
国税庁側であらかじめ記入した申告内容を配付し、納税者が確認・修正する方式を取っている。



Home Taxサービスにログインすると、個人の年間の給与所得や金融所得、医療費、教育費などが記載された情報が表示され、修正箇所を入力することで電子納税申告が完了する。
税金が確実に捕捉可能となるとともに、社会全体における税の透明化が実現した。

국세청 | 연말정산간소화서비스 | 홈 | 사이트맵 | 국세청 (국)

로그아웃 마이페이지 소득控除資料照会 소득控除資料提供 納税者コーナー

근로소득자 소득공제조회

연도: 2009년 | 성명: 김 | 주민등록번호: 1*****

保険料	医療費	教育費	クレジット	現金領収書	退職年金
5,333,830	761,256	625,450	44,986,914	4,533,395	0
事業者控除	住宅控除	住宅積立金控除	株式型貯金	寄付金	
0	0	0	0	100,000	

医療費の明細

환자	사업자번호	상호	연간 납입금액	인명 합계금액
<input checked="" type="checkbox"/>	104-90-99150	사랑담은 내과의원	3,500	
<input checked="" type="checkbox"/>	123-19-55343	평촌성신약국	32,070	
<input checked="" type="checkbox"/>	123-23-33012	삼화약국	5,300	
<input checked="" type="checkbox"/>	123-91-56896	안양오케이치과의원	64,300	
<input checked="" type="checkbox"/>	123-96-05368	살림한의원	206,900	
<input checked="" type="checkbox"/>	126-02-08064	백화점약국	2,500	
<input checked="" type="checkbox"/>	129-90-30072	미래이비인후과	9,500	454,600
<input checked="" type="checkbox"/>	138-82-02667	(학) 일송학원한림대성	85,930	
<input checked="" type="checkbox"/>	138-90-49390	굿모닝내과의원	18,500	
<input checked="" type="checkbox"/>	138-96-02382	조은피부과의원	6,500	
<input checked="" type="checkbox"/>	206-02-93284	하나약국	13,900	

의료비 안내

- 공제대상금액: 근로자 본인 및 부양가족(연령 요건 및 소득금액 제한 없음)을 위하여 실제 지출한 의료비부담액 중 근로자 총급여액의 3%를 초과한 금액
- ※ 사내근로복지기금, 보험회사로부터 수령한 부형금, 국민건강보험공단의 지원금 등으로 지출한 의료비는 공제 불가
- 공제한도

구분	공제 한도액
① 본인·장애인·만 65세 이상	한도 제한 없음
② 그외 부양가족	700만원
- 의료비: ① < 총급여액 3% (② - (총급여액 3% - ①))

国民IDのアプリケーション分野を拡大することによって、その効果は一層高まることが期待される。ベルギーを始めとして計画されているサービスは以下のようなものが想定されている。

- e-Health
 - －電子カルテ管理(EHRs: e-Health Records Management)
 - －症例検索(Clinical Data Mining)
- e-Government
 - －オンライン照会・問合せ
 - －ワンストップ・オンライン申請・届出
- 公文書保存(TAS: Trusted Archives)
 - －個人交通違反記録(Criminal Records for Road Hogs)
 - －個人健診記録(Personal Medical Information)
- 電子署名文書長期保存(Long-Term Archival of Digitally Sighed Documents)
- 電子商取引(Financial)
 - －インターネット・ショッピング
 - －インターネット・バンキング
 - －電子契約

利活用場面における合意形成が重要

- 共通番号導入の是非論を先行させるのではなく、どのようなサービス分野あるいはサービス形態で効果が期待できるのかを明らかにして合意形成を図る必要がある

ID管理モデルの確立

- 「フラットモデル」「セパレートモデル」「セクトラルモデル」は、それぞれ長所と短所があるどのID管理モデルであれ、その欠点をカバーする方策が必要になる。
- ID管理モデルが確立しない、もしくは意識されないまま、個別のシステムが構築されていくと、バックオフィスの連携が出来ない、ないし連携すると非常に脆弱なシステムになってしまう可能性が高い

成りすまし(番号詐称)への対策

- 米国・韓国等での番号詐称: 共通番号をパスワードと同じ役割として利用することで発生(銀行口座開設、製品やチケットの購入、携帯電話の契約、共通番号の売買、、、等々)
- 共通番号と、番号に基づく本人を証明する手段(eID等の証明書)の双方を導入する必要がある

恣意的な名寄せに対する対策

- 個人情報保護のための第三者機関の設置(欧州におけるデータ保護機関(DPC)は、独立した権限のもとで公的システムの監視、プライバシー侵害への対応等を行っている)
- 個人情報のアクセス記録の本人への開示
- 個人情報侵害に対する罰則規定の強化

共通番号

電子化に関らず、出生時等に悉皆的に発給される番号

国民ID

サービスの電子化において共通に用いられる個人識別子

国民IDの役割

電子手続における個人
認証・電子署名の基盤

【目的】 利用者の利便性、手続の確実性
・ サービス手続ポータル の提供
・ ワンストップサービス、シングルサインオン

【条件】 情報セキュリティの確保
・ 成りすまし、事後否認防止

【運用】 IDの発給、失効、記録形態等
・ 番号の表意性、可視性(秘匿性)
・ 従前の書面による手続との併用

サービスの個人情報連携
のための個人識別子

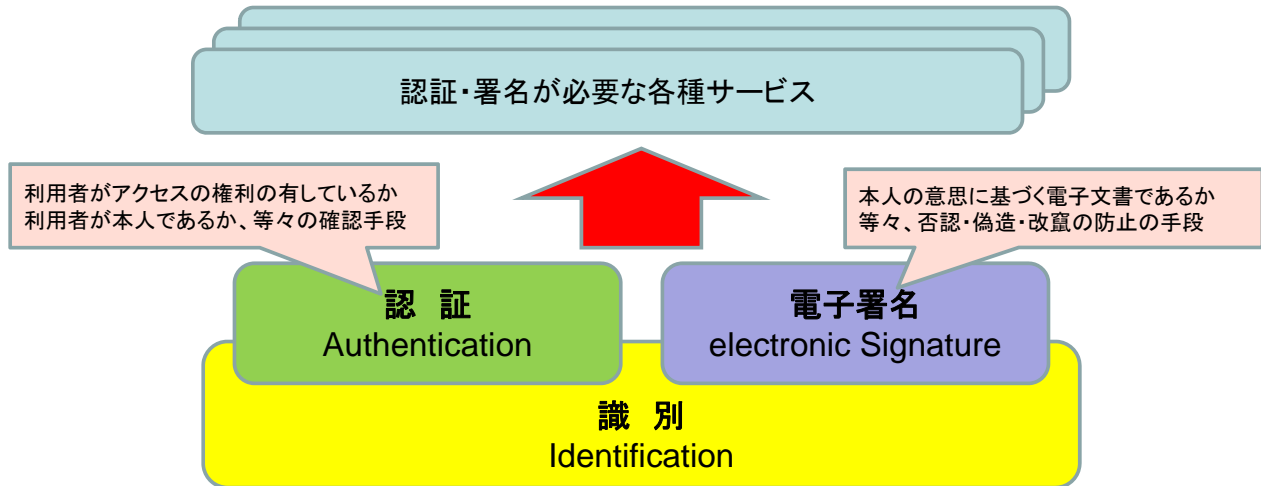
【目的】 プッシュ型サービスの提供、バックオフィスの効率化
・ サービス機会損失、不正受給等防止による公平性確保
・ サービス機関相互の個人情報連絡、閲覧、証明等の労力削減

【条件】 個人情報保護
・ 適用範囲の制限、情報漏洩防止、危機管理
・ 個人情報アクセス・トレーサビリティ

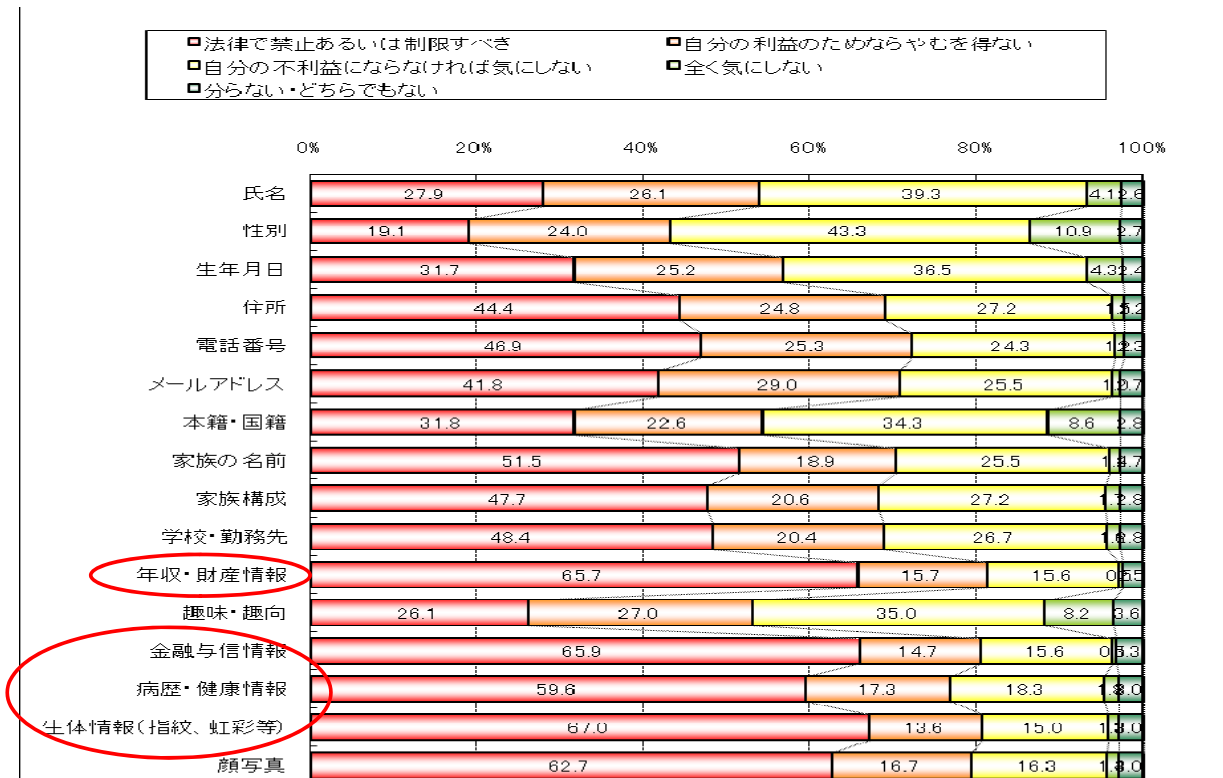
【運用】 個別サービスの既存識別子との関連
・ 国民IDと既存識別子の併存
・ 既存識別子の国民IDへの置換え可能性

モデル	形態	特徴	問題点
フラットモデル エストニア スウェーデン デンマーク ベルギー 韓国 ...		<ul style="list-style-type: none"> ●一つの識別番号を全ての機関で共通で利用する ●各機関が保有する情報の連携が容易 ●各種行政カードを統合しやすい 	●不正利用や漏洩時のデータマッチングリスクが相対的に高い
セパレートモデル ドイツ スロベニア (日本)		<ul style="list-style-type: none"> ●行政分野ごとに異なる個人識別番号を付番 ●不正利用や漏洩時の危険性が相対的に低い ●「国民総背番号制」とは一線を画している 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報の紐付けが難しく情報連携が困難 ●セクターごとに別の番号があるため行政カードの統合が不可能
セクトラルモデル オーストリア		<ul style="list-style-type: none"> ●統一番号からセクターごとに異なる番号が生成される ●分野別に番号が異なるため不正利用の危険性が相対的に低い ●カードに収納する識別番号は1つで済む 	●個人情報の連携には法的な手続きが伴うため、連携手続きに手間がかかる(自らの裁量では情報連携を不可能にしている)

- ネット社会の身分証明は「認証(Authentication)」「電子署名(electronic Signature)」によって支えられる。
- 確かな「認証」「電子署名」は、確実な「識別(Identification)」によって成り立つ。
- 確実な「識別」は、ネット社会における社会基盤である。

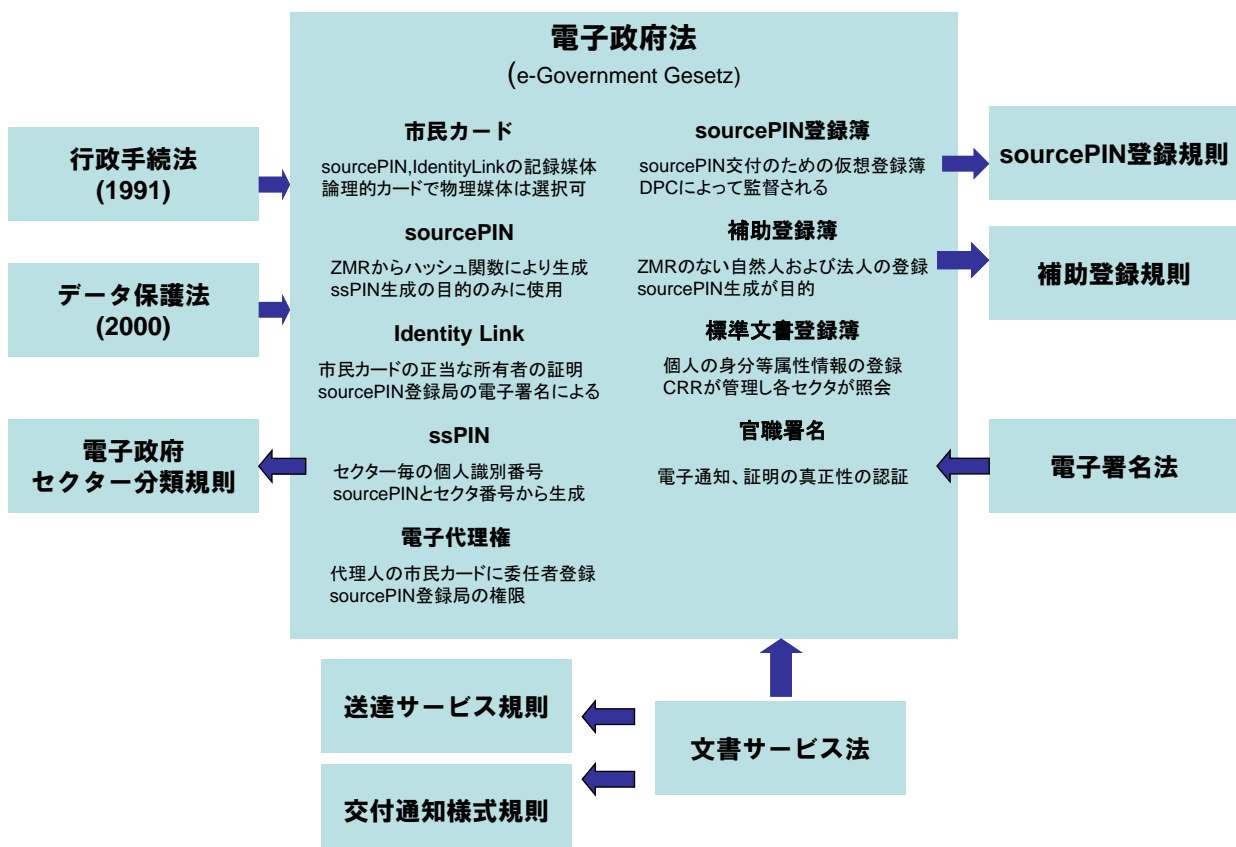


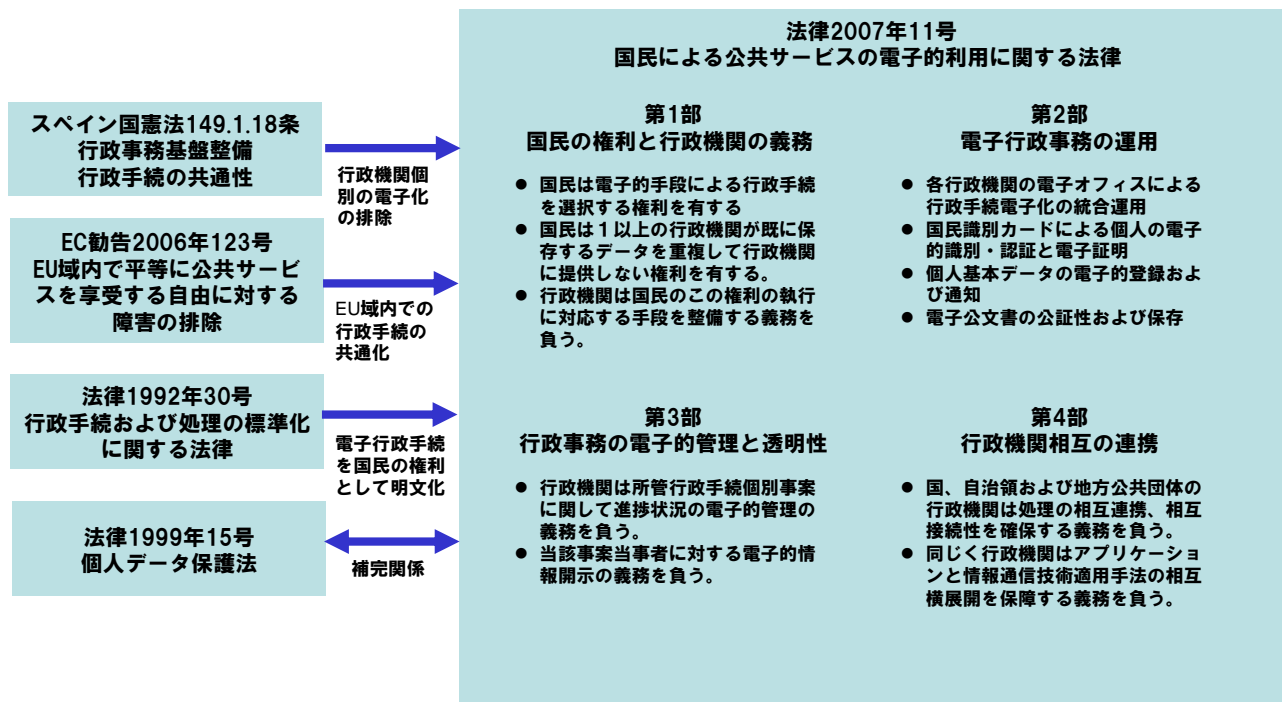
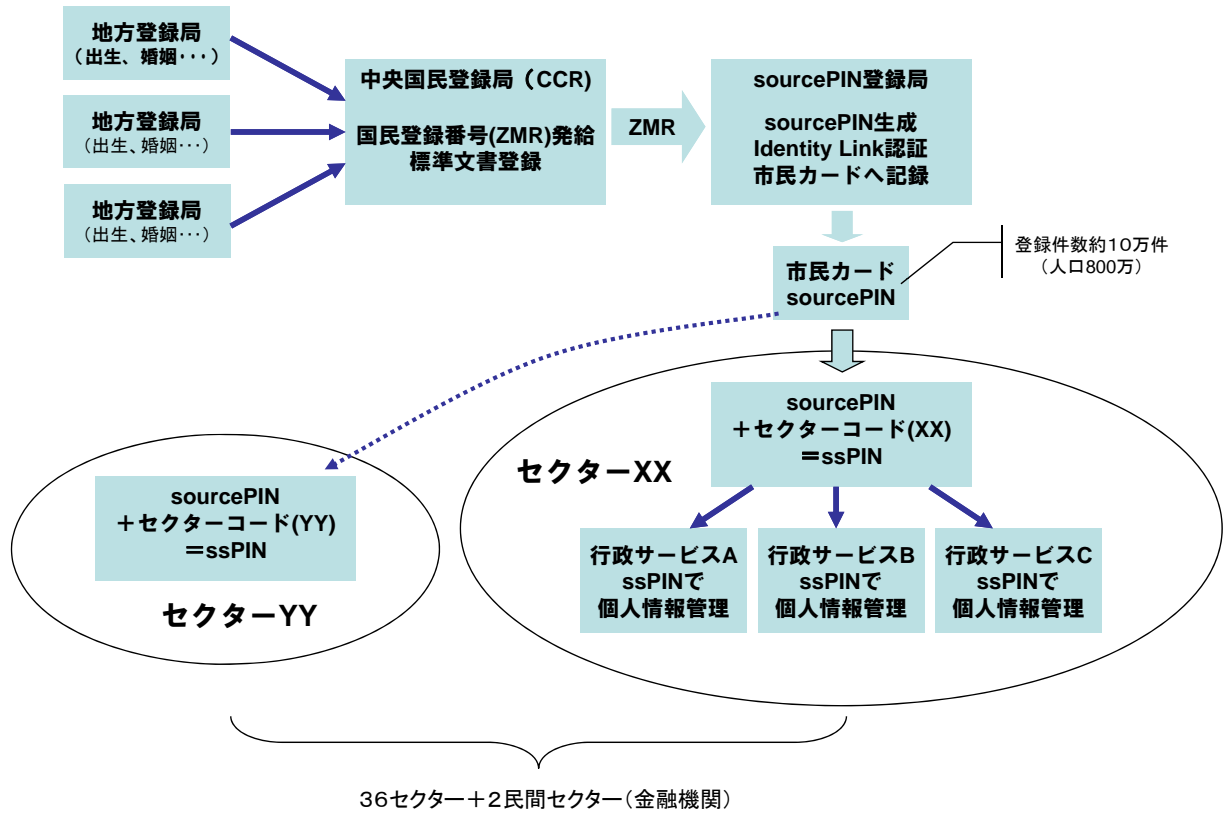
あなたの個人情報があなたの知らないうちに第三者(企業や役所を含む)に知られる可能性について、次の個人情報の項目についてあなたのお考えに近いものを選んでください。(n=2020)



2009年5月「国民番号制度に関する日韓国民意識調査」(EABuS) より

国	控除・手当名	算定のための情報
アメリカ	勤労所得税額控除	勤労所得、投資所得
	児童税額控除	未成年扶養者数、所得額
	勤労所得に対する税額控除	勤労所得
イギリス	就労税額控除	就労時間数、扶養児童の有無
	児童税額控除	16歳未満の扶養児童数
ドイツ	児童手当	18歳未満の扶養児童者数、所得額
フランス	雇用のための手当	所得額、扶養者構成
オランダ	被用者税額控除	勤労所得額
スウェーデン	就労税額控除	所得額
カナダ	生活必需品に係る付加価値税の還付	所得額、家族の人員構成
	カナダ児童手当	18歳未満の扶養者数、所得額
	就労所得手当	所得額、扶養者・被扶養者の区分
ニュージーランド	家族税額控除	18歳以下の扶養児童数
	就労税額控除	勤労時間数、18歳以下の扶養児童数
	新生児税額控除	生後8カ月までの新生児の有無
	最低家族税額控除	所得額、18歳以下の扶養児童の有無
韓国	勤労奨励税制	18歳未満の扶養者の有無、家族所得額、住居環境、住宅を含む財産の合計





- 電子化文書を前提とした電子政府の構築
 - 第8条…行政機関の主要業務は電子化を原則とし、電子的処理が可能な業務は電子的に処理される
 - 第16条…行政機関の文書は電子文書を基本として作成・発送・受付・保管・保存及び活用される
 - 第33条…行政機関への申請事項は、地方自治体を含む関係法令に関わらず電子文書で申請可能
申請の処理結果は、本人が希望、又は電子文書で申請等をしたときは、電子公文書で通知する
- 行政へ出向かずに申請可能な環境を提供
 - 第34条…行政機関は、民願者が当該機関を直接訪問しなくても民願業務を処理することができるように関係法令の改善、必要な施設及びシステムの構築等諸般措置を準備する
 - 第37条…行政機関は、国民生活と関連した行政情報等をインターネットに掲示する方法で国民に提供する
- 電子署名による電子文書の送受信が原則
 - 第18条…個人、法人又は団体が本人であることを確認する必要がある電子文書を行政機関に送信する場合には、電子署名により本人であることを確認する
- 行政情報を共同利用することが原則
 - 第11条…行政機関は、収集・保有している行政情報を他の行政機関と共同利用しなければならないが、他の行政機関から行政情報を提供を受けることができる場合には、同一内容の情報を別に収集しない
- 重複投資の禁止と標準化の推進
 - 第13条…行政機関がソフトウェアを開発する場合には、重複開発とならないような措置を採らねばならない
 - 第25条…電子公文書、行政コード及び行政機関において共通的に使用される行政業務用コンピュータ等の標準化のために必要な措置を採る
- 電子政府成果の評価と公開の義務化
 - 第46条…中央事務管掌機関の長は、各行政機関が推進した電子政府事業を総合評価し、その結果を情報化推進委員会及び国会に提出

第1章 総則

すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会を実現
経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化を図る
ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現
活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上
利用の機会等の格差の是正
上記実現に向けた国及び地方の役割を規定するとともに、国民の理解を得るための施策を講じる

第2章 施策の策定に係る基本方針

高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進
世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
教育及び学習の振興並びに人材の育成
電子商取引等の促進と行政の情報化の推進
…等々

第3章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の設置

IT戦略本部の体制ならびに役割を規定

第4章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画

施策の実現のために重点計画を策定する